

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞テレホンカードの配布費用

Q：当社では、テレホンカードに自社の広告を印刷して配布しようと考えています。

このテレホンカードの1枚当たりの購入費用は、額面金額1,000円に印刷代約300円を加えたものになりますが、交際費になるのでしょうか。

A：広告宣伝費として処理できます。

【解説】

「多数の者に配布することを目的とし主として広告宣伝を意図する物品でその価額が少額であるもの」の配布費用は広告宣伝費として認められ、交際費に該当しません。

テレホンカードが物品といえるかどうか疑問ですが、自社の広告等を印刷して粗品や名刺代わりに多数の者に配布するような場合で、そのテレホンカードの額が少額であるなら、広告宣伝費として認められています。

テレホンカードは、500円のものとは1,000円のもの販売されていますが、広告宣伝費として少額と認められるのは、1枚当たりの単価が1,000円以下というのが目安のようです。

ご質問のように、テレホンカードに広告を印刷しますと200円から300円程購入価額がアップしますが、定価で1,000円以下と判断すればよいでしょう。

したがって、ご質問の場合、テレホンカードの制作が広告宣伝を目的とするもので、多数の者に配られるのであれば、広告宣伝費として処理できます。

